

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和6年6月17日現在)

商品名	・スーパー定期貯金＜単利型＞ 「懸賞品付定期貯金キャンペーン2024」
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む）
期間	・1年 ・自動継続式（元金継続または元利金継続）
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入（証書式） ・20万円以上（新たな資金） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の定期貯金の利率は、継続時の1年スーパー定期貯金の店頭表示金利とします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 契約期間1年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部(電話：0 4 2 8 - 2 1 - 2 1 2 2)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="454 448 1441 716"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の取扱要領により懸賞を実施します。 (1) 懸賞品の抽選日・抽選場所 令和 6 年 1 2 月 4 日常勤役員により、当組合本店にて抽選を行います。 (2) 当選番号の発表 当選番号は令和 6 年 1 2 月 1 1 日以降に店頭に掲示します。 (3) 懸賞品抽選権 定期貯金 2 0 万円につき 1 口の懸賞品抽選権（抽選番号）をつけます。 (4) 懸賞品の受渡し方法 当選した場合は、令和 6 年 1 2 月 1 1 日より定期貯金証書の呈示により開設窓口において引換えいたします。 (5) 懸賞品の内訳 1 ユニット（1,000 口） 10 ユニット 20 億円募集 1 等 商品券 10,000 円 10 本（各組共通番号 1 ユニットあたり 1 本当選） 2 等 宝くじ 30 枚 20 本（各組共通番号 1 ユニットあたり 2 本当選） 3 等 宝くじ 20 枚 30 本（各組共通番号 1 ユニットあたり 3 本当選） 4 等 宝くじ 10 枚 100 本（各組共通下 2 桁 1 ユニットあたり 10 本当選） 5 等 お米 5 kg 100 本（各組共通下 2 桁 1 ユニットあたり 10 本当選） 総当選本数 10 ユニット当選本数 260 本 ・この貯金は期限前解約はできません。やむをえず期限前解約をする場合は、抽選権は失効します。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・事業分量配当金の計算から除外いたします。 ・取扱期間は令和 6 年 6 月 1 7 日から令和 6 年 8 月 3 0 日までとします。 ・取扱期間中であっても、金利環境の変化等により、事前の通知なく内容の変更もしくは取扱いを中止する場合があります。 ・申込み額が 2 0 億円になり次第終了いたします。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。